

## 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領

制 定 平成 21 年 9 月 14 日 (横浜市市民活動推進委員会)

最近改正 平成 27 年 12 月 2 日 (横浜市市民協働推進委員会)

### (趣旨)

第 1 条 横浜市市民活動支援センター事業要綱（以下、「事業要綱」という。）第 8 条第 2 項に定める横浜市市民活動支援センター事業の検証を、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 17 条に定める横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）が行うに際し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領において「市民公益活動」とは、条例第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

### (所掌事務)

第 3 条 検証の対象は、事業要綱第 6 条に定める運営事業団体及び事業要綱第 7 条に定める自主事業団体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業要綱第 4 条に掲げる事業の検証を行うものとする。

### (検証)

第 4 条 事業の検証は、委員会が、別に定める「横浜市市民活動支援センター評価基準」に基づき行うものとする。

2 検証にあたっては、事業実施主体から提出される事業提案書及び事業報告書に基づき行うものとする。なお必要に応じて、事業実施主体からの説明及び事業実施主体に対するヒアリングを行うものとする。

### (検証結果)

第 5 条 委員会は、検証結果等について、横浜市に対し報告を行うものとする。

2 横浜市は、報告を受けた内容の概要について、事業実施主体に対し通知を行うとともに、市民に対する公表を行うものとする。

3 横浜市は検証の結果を受け、必要に応じて改善に向けた協議を事業実施主体と行うものとする。

### (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民局市民活動支援課において行うものとする。

### (その他)

第 7 条 この要領、条例、事業要綱、条例施行規則、委員会運営要領に定めるもののほか、事業の検証に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月2日から施行する。

横浜市市民活動支援センター事業評価基準

1 運営事業部門

評価項目		着目点・説明	特記事項	
			評価できる点	改善が望まれる点
市民活動支援センター事業	相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体運営全体を理解し、丁寧な対応が行われたか。</li> <li>・他団体・機関等と連携した対応が行われたか。</li> <li>・相談対応力を高める努力がなされたか。</li> </ul>		
	情報提供・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体活動に資する、有効な内容になっていたか。</li> <li>・市民公益活動への理解・参画に繋がる内容になっていたか。</li> <li>・団体ニーズに応える情報提供・発信が適切に行われたか。</li> </ul>		
	各区の市民活動支援センター事業との連携や運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と区の市民活動支援センター事業の役割分担を踏まえた連携や運営支援が行われたか。</li> <li>・地域支援・団体支援・協働等について必要に応じての支援機能を果たされたか。</li> </ul>		
	マネジメント支援	<p>団体運営に関するマネジメントに寄与するような支援策を企画することができたか。</p>		
	多様な主体間のネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体間のネットワーク構築を行い、課題解決のための相互支援や連携を促すことができたか。</li> <li>・自主事業団体と相互に協力・連携が果たされたか。</li> </ul>		
	共同オフィス	<p>共同オフィス事業を理解し、入居団体の自立支援や活動の活性化が果たされたか。</p>		
	管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的に業務を継続できる人員が確保され、育成されたか。</li> <li>・個人情報漏えい等の事故を未然に防ぐための計画や体制がとられているか。</li> <li>・緊急時の対応が可能な管理運営体制となっていたか。</li> <li>・適正な経費執行及び経費節減の工夫がなされたか。</li> </ul>		
	横浜市との協働	<p>協働の6原則に基づき、役割分担を行い、事業を進めることができたか。</p>		
	総評	<p>※いずれかにレ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 期待を大きく上回った</li> <li><input type="checkbox"/> 期待を上回った</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね順調に進んでいる</li> <li><input type="checkbox"/> 改善の余地がある</li> <li>----- (条件付事業継続) -----</li> <li><input type="checkbox"/> 改善の余地がない</li> <li>----- (事業継続不可) -----</li> </ul>		

## 2 自主事業部門

評価項目	評価の着目点	説明	特記事項	
			評価できる点	改善が望まれる点
事業運営	横浜市市民活動支援センター事業を担う他の団体（自主事業部門・運営事業部門）と相互に協力・連携が果たされたか。	横浜市市民活動支援センター事業を担う他の団体（自主事業部門・運営事業部門）と相互に協力・連携が果たされたか。		
	予算	経費執行が適正であるとともに、経費節減の工夫がなされたか。		
事業計画	事業内容	事業内容は市民活動のニーズを捉えたものであったか。		
	事業計画	実施時期や方法が適切で、計画通りに実施されたか。		
	期待される効果	市民の満足度が高まり、具体的な効果があったか。		
<p>総評</p> <p>※いずれかにレ点</p>		<input type="checkbox"/> 期待を大きく上回った <input type="checkbox"/> 期待を上回った <input type="checkbox"/> 概ね順調に進んでいる <input type="checkbox"/> 改善の余地がある (条件付事業継続) ----- <input type="checkbox"/> 改善の余地がない (事業継続不可)		